不在者投票宣誓書・請求書

記載例

不在者投票を希望する項目に図を入れてくださ

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。 この書類を記入した日付 投票用紙等を郵送しますので、 正確な住所をご記入ください。
令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
現 住 所 (〒XXX-XXXX) 東京都〇〇区〇〇〇 (投票用紙の送付先)
電 話 番 号 000 (000)000 _ ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
選挙人名簿に記載されている住所 松阪市 〇町 〇〇番地〇〇
明治 · 大正 生 年 月 日 昭和 · 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
氏 名 松阪 太郎

(宛先)松阪市選挙管理委員会委員長

*この宣誓書・請求書の送付先 「〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市選挙管理委員会」 あて *この宣誓書・請求書は、必ず郵送等で送付してください(FAX、E-mailによる送付はできません)。

 **以下は記入しないでください。

 投票事務処理欄につき、記入しないでください

市外滞在地での不在者投票手続き手順

- ① 不在者投票宣誓書・請求書に必要事項を記入し、郵送または直接持参により松阪市選挙管理委員会に提出してください。 (この手続きは選挙期間の開始前でもすることができます。)
- ② 7月11日以降に、手順①の請求書に記載された滞在先の住所あてに松阪市選挙管理 委員会から投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書等が送付されます。

■〔これより先の手順をお早めにお願いたします〕

- ③ 手順②で送られてきた書類一式を持参し、7月18日までに滞在先最寄りの市区町村の選挙管理委員会(期日前投票所等)へ行ってください。
 - ※ 不在者投票証明書が入った封筒は、開封せずに持参してください。
 - ※ 送付された投票用紙には何も記入していない状態で持参してください。
- ④ 滞在先市区町村の選挙管理委員会の案内に従って不在者投票をしてください。 (記載済の投票用紙が入った封筒は、滞在先の選挙管理委員会から松阪市選挙管理委員会に送付されます。)

注意事項

- ★ 上記の手順④の記載済み投票用紙が投票日(7月20日)までに松阪市選挙管理委員 会に到着しなかった場合は投票が無効となってしまいますので、日程に余裕をもって 早めに不在者投票を済ませてください。
- ★ 滞在先の最寄りで不在者投票ができる場所や時間帯については、滞在先の市区町村の 選挙管理委員会にお問い合わせください。

(滞在先で選挙が実施されていない場合、原則として市区町村役場の通常業務時間中 となります)

不在者投票宣誓書・請求書の提出先

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市選挙管理委員会事務局 宛て